

告示

埼玉県告示第二百九十号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和四年四月一日

埼玉県知事 大野 元裕

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称 埼玉県熊谷市弥藤吾五百七十六番地三 有限会社エビス石油	免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
	一八㊦	09D007041 ㄱ 09D007046	六	農業	令和三年十一月四日 ㄱ 令和四年十月三十一日
	免税証を交付した事務所	亡失年月日			
	埼玉県熊谷県税事務所	令和四年三月十六日			